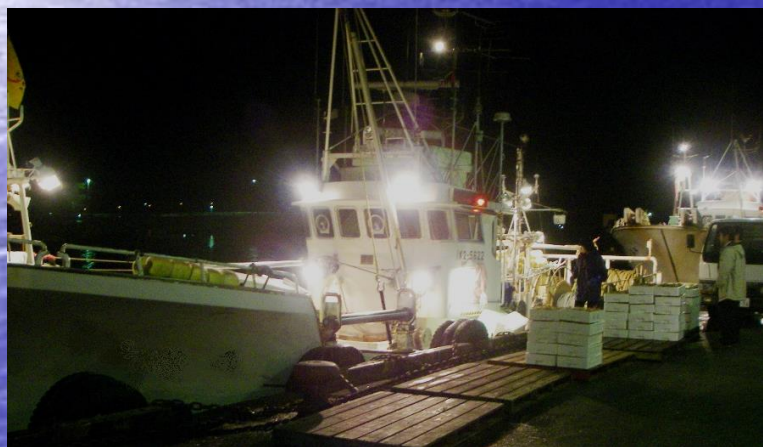


沿岸漁業改善資金

沿岸漁業者のための
無利子貸付資金



沿岸漁業改善資金とは

沿岸漁業者のための無利子資金で、次の3つの資金があります。

経営等改善資金

- ・沿岸漁業の経営もしくは操業状態の改善を図るため、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するための資金です。
- ・漁ろうの安全を図るための施設や漁具の損壊を防止するための施設の資金も対象となります。

生活改善資金

- ・住居の改善や衛生施設の設置等を通じ、家事労働の合理化、生活の合理化を促進するための資金です。
- ・婦人や高齢者のグループが生き甲斐をもって自主的に行う生産活動を促進するための資金も対象となります。

青年漁業者等養成確保資金

- ・沿岸漁業の担い手を養成・確保するため、青年漁業者や漁業労働に従事する者が漁業経営の基礎形成を助長するための資金です。
- ・近代的な沿岸漁業の経営方法や技術を習得するための研修に要する経費、経営情報の収集・活用等を行い経営力向上を図るためのパソコン等の購入費、漁業経営を新たに開始する際の漁船の取得費等の資金が対象となります。

平成20年度及び22年度におこなった主な改正等

■ 貸付対象機器等、貸付限度額及び貸付要件の見直し

- ・貸付対象（漁船総トン数）を10トン未満の漁船から20トン未満の漁船に改正しました。
- ・貸付対象機器等について、サイドスラスタ、漁獲物等処理装置、海水殺菌装置、潮流計及び小型漁船緊急連絡装置を追加するなどの見直しを行いました。
- ・推進機関（漁船用環境高度対応機関）を導入する場合には、貸付対象にプロペラ、プロペラシヤフト及び付属品を含めることとしました。
- ・燃料油消費節減機器等設置資金の貸付限度額を2,500万円に引き上げました。
- ・貸付対象機器等（動力式つり機、巻取りウインチ、油圧装置）の貸付限度額を引き上げました。
- ・一漁業者に対する貸付けは、貸付内容ごとに原則一回限りですが、省エネ機器を導入する場合や大気汚染物質（窒素酸化物（NOx）等）の放出の低減を図る機器（推進機関、補機関）を導入する場合には、貸付回数に制限はありません。

■ 六次産業化法による特例措置

沿岸漁業者が六次産業化法の認定総合化事業計画に基づき貸付申請を行う場合には、一部の資金の償還期間、据置期間が1～2年延長されます。

※**償還期間**とは
据置期間と**返済期間**を
合わせた期間です

据置期間

返済期間

償還期間

誰でも借りることができますか？

- 対象者は、沿岸漁業を営む個人、漁業協同組合など沿岸漁業に従事する者です。
- これから沿岸漁業を始める方も対象となります。

※この制度において、沿岸漁業とは次の漁業をいいます。

- 20トン未満の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業
- 漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- 漁具を定置して行う水産動植物の採捕の事業(上記に該当するものを除く)
- 水産動植物の養殖の事業

どんな場合に借りることができますか？

- 例えば、次のような場合に借りることができます。
- 沿岸漁業の経営改善を目的として、新しい漁具や漁ろう機器などを購入する場合
- 養殖業では、新しい養殖技術の導入等に必要な養殖施設の設置や種苗、餌料等を購入する場合
- 生活改善のために、住居の改善やし尿浄化装置などを購入する場合
- 青年漁業者が漁業の開始に必要な漁船、漁具などを購入する場合

いくら借りることができますか？

- 利用限度額
一漁業者あたり5,000万円です。貸付内容により限度額が異なります。
- 貸付利率
すべて無利子です。

どこで借りることができますか？

- 貸付者は、お住まいの都道府県です。
- 所属している漁協や都道府県の水産事務所、水産業普及指導員へご相談下さい。

資金の種類、貸付内容、貸付限度額、償還期間及び据置期間

経営等改善資金

貸付の内容	貸付限度額			償還期間 (うち据置期間)
○操船作業省力化機器等設置資金 ●自動操舵装置 ●遠隔操縦装置 ●サイドスラスター ●レーダー ●自動航跡記録装置 ●GPS受信機	1台	100万円	500万円	7年以内 (1年以内)
	//	50万円		
	//	400万円		
	//	180万円		
	//	120万円		
	//	130万円		
○漁ろう作業省力化機器等設置資金 ●動力式つり機 ●ラインホーラー等の揚縄機 ●ネットホーラー等の揚網機 ●巻取りウインチ ●放電式集魚灯 ●漁業用クレーン ●漁獲物等処理装置 ●海水冷却装置 ●海水殺菌装置 ●漁業用ソナー ●カラー魚群探知機 ●潮流計	1件	500万円	500万円	7年以内 (1年以内)
	1台	120万円		
	//	120万円		
	//	500万円		
	1セット	200万円		
	1台	400万円		
	//	500万円		
	//	180万円		
	//	300万円		
	//	500万円		
	//	150万円		
	//	500万円		
○補機関等駆動機器等設置資金 ●補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む） ●油圧装置	1台	400万円	500万円	7年以内 (1年以内)
	//	500万円		
○燃料油消費節減機器等設置資金 ●推進機関（漁船用環境高度対応機関） ●定速装置 ●発光ダイオード式集魚灯	1台	2,400万円	2,500万円	7年以内 (1年以内)
	//	120万円		
	//	1,300万円		
○新養殖技術導入資金 ●養殖施設 ●種苗、餌料等	1件	400万円	400万円	4年以内 (2年以内)
○資源管理型漁業推進資金 (1)水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用または設置費用 (2)(1)と併せて行う、 ア、低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 イ、漁獲物の付加価値向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設の設置費用			1,200万円	10年以内 (3年以内)
○環境対応型養殖業推進資金 ア、養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等 イ、養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす・自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器等 ウ、ア又はイに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、畜養施設、医薬品、餌料等			2,000万円	10年以内 (3年以内)

経営等改善資金

貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○乗組員安全機器等設置資金 ●転落防止用手すり ●安全カバー装置 ●網揚機安全装置	1件 // //	50万円 50万円 40万円	150万円 5年以内 (1年以内)
○救命消防設備購入資金 ●救命胴衣 ●消火器 ●イーパブ ●小型漁船緊急連絡装置 ●レーダートランスポンダ	1件 // // // //	10万円 10万円 60万円 130万円 65万円	130万円 2年以内 (一) 5年以内 (一)
○漁船転覆防止機器等設置資金 ●漁獲物の横移動防止装置 ●甲板下の魚そう	1件 //	30万円 100万円	150万円 5年以内 (1年以内)
○漁船衝突防止機器等購入等資金 ●レーダー反射器 ●無線電話	1件 //	40万円 40万円	120万円 5年以内 (一)
○漁具損壊防止機器等購入資金 ●漁具の標識(灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ)	一人 団体、会社	70万円 130万円	130万円 5年以内 (一)
○特認資金 ●都道府県が農林水産大臣と協議して指定するもの	農林水産大臣が別に定める額		5年以内 (1年以内)

生活改善資金

貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○生活合理化設備資金 ●し尿浄化装置 ●改良便そう ●自家用給排水施設(動力ポンプを除く) ●太陽熱利用温水装置	1件 // // //	30万円 30万円 10万円 10万円	30万円 30万円 10万円 10万円 3年以内 (一) 2年以内 (一)
○住居利用方式改善資金 ●居室(居間、寝室、子供室、老人室等) ●炊事施設(炊事場、食事室等) ●衛生施設(浴室、便所、洗面所等) ●家事室等(家事室、更衣室、土間等)	の家屋内部 の改造		150万円 150万円 150万円 150万円 7年以内 (一)
○婦人・高齢者活動資金 ●婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原料、資材等	1件	80万円	80万円 3年以内 (一)

青年漁業者等 養成確保資金

貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
○研修教育資金 ●国内研修(旅費、教材費、授業料、視察費等) ●国外研修(旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人 //	180万円 100万円	180万円 5年以内 (1年以内)
○高度経営技術習得資金 ●パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等	1人	150万円	150万円 5年以内 (一)
○漁業経営開始資金 ●漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	1人 1団体	2,000万円	2,000万円 10年以内 (3年以内)